

## 府育英会奨学金の制度改革について

～ 教育の機会均等と府民のより自由な進路選択の支援 ～

### 改革の要旨 ～ 府が主体的な役割を担うべき高校等奨学金制度の充実 ～

- ・ 教育の機会均等の保障とより自由な進路選択を支援する制度と位置付け、授業料軽減助成等の他の制度と一体的な運用を図りながら、高校等奨学金制度の充実。
- ・ 国（日本育英会）との役割分担の下、大学等奨学金制度の廃止。

### 高校等奨学金制度充実の内容（平成14年度新1年生から適用）

項目	現行制度	改革（案）												
必要とする子どもに適切な支援を 所得基準 （標準4人世帯の総収入目安）	主たる学資負担者の所得 国公立 約538万円 〃 特別 約782万円 私立 約558万円 〃 特別 約1,100万円	主たる学資負担者の所得 <b>一般・特別区分の廃止</b> 国公立 約782万円（362万円） 私立 約1,100万円（630万円）  【（ ）内は住民税課税標準額】												
わかりやすい制度へ所得基準の算定方法	<b>育英会所得認定額</b> （給与所得控除後の所得金額 - 育英会が定める特別控除）	<b>住民税課税標準額</b> （給与所得控除後の所得金額 - 所得控除額）												
必要な教育費を賄い、より自由な学校選択の支援を  貸与金額	<b>一律単価</b> 国公立 216,000円 〃 特別 144,000円 私立 360,000円 〃 特別 336,000円	<b>各校の授業料+10万円(その他教育費)を上限</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>授業料</th> <th>他教育費</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立</td> <td>144千円</td> <td>100千円</td> <td>244千円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>252千円 ～ 780千円 (平均) (500千円)</td> <td>100千円</td> <td>352千円 ～ 880千円 (600千円)</td> </tr> </tbody> </table> <b>授業料軽減・減免制度適用者はその額を差し引いた額を貸与</b>		授業料	他教育費	上限額	国公立	144千円	100千円	244千円	私立	252千円 ～ 780千円 (平均) (500千円)	100千円	352千円 ～ 880千円 (600千円)
	授業料	他教育費	上限額											
国公立	144千円	100千円	244千円											
私立	252千円 ～ 780千円 (平均) (500千円)	100千円	352千円 ～ 880千円 (600千円)											
子どもが選ぶ必要額を 選択制の導入	<b>一律の額を貸与</b>	<b>上限の範囲内で1万円単位で選択</b>												
必要な時期に必要な資金を貸与 貸与時期	<b>年3期に分けて振込</b>	<b>年3期に分けて振込（軽減助成時期の考慮）</b> 振込み下限を公立は10万円、 私立は20万円に設定												
公平な負担と返済期間の緩和 返済期間	<b>卒業後10年以内（償還例）</b> 国公立 貸付総額648千円 返済額5,750円/月  私立 貸付総額1,080千円 返済額9,170円/月	<b>貸与額に応じ、卒業後4～15年以内（償還例）</b> 国公立 貸付総額300千円 返済額8,000円/月以上 返済期間4年以内  私立 貸付総額1,800千円 返済額10,000円/月以上 返済期間15年以内												

## 入学資金貸付制度の検討の方向性(平成15年度の入学生から適用)

- ・ 国の制度補完を基本に、貸付対象の拡大と貸与額の引き上げ

(現行制度)	私立高校	200,000円
	私立大学	230,000円